



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目 212 番 3 号
メディカル・ケア・サービス株式会社
代表取締役会長兼社長 高 橋 誠 一

(コード番号 2494 名証セントレックス)

問合せ先： 常務取締役管理本部長 石塚 明

電話番号： 048-651-6700 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 31 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記 I. 1. (1)「変更の理由」の②において定義いたします。）の取得及び基準日に係る定款一部変更について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について付議することを、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更の件

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

(1) 変更の理由

平成 25 年 4 月 10 日付当社プレスリリース「三光ソフランホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、三光ソフランホールディングス株式会社（以下「三光ソフランHD」といいます。）は平成 25 年 2 月 26 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 25 年 4 月 9 日に終了しております。本公開買付けの結果、三光ソフランHDは、平成 25 年 4 月 16 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 14,057 株（当社の発行済株式総数に対する割合：97.44%）を保有するに至っております。

当社と三光ソフランHDは、平成 25 年 2 月 25 日付当社プレスリリース「三光ソフランホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明について」（以下「平成 25 年 2 月 25 日付当社プレスリリース」といいます。）においてご報告申し上げてお

りますとおり、平成 24 年 2 月頃から、当社及び三光ソフランHDグループの企業価値を向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び三光ソフランHDは、本公開買付けとその後の取引を通じて三光ソフランHDが当社を完全子会社化することにより、三光ソフランHDグループ全体としての一体性・柔軟性・機動性を活かすことができ、また、中・長期的経営戦略の観点からは、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M&A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が可能となることから、当社の中・長期的な企業価値向上に資するものと判断いたしました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、三光ソフランHDの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ①当社の定款の一部を変更して、定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.0025 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.0025 株の割合をもって交付いたします。なお、三光ソフランHD以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を三光ソフランHDに売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 294,000 円（本公開買付けにおける 1 株当たりの公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額）を乗じた金

額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線を付した部分に変更箇所を示します。)

| 現行定款規定 | 定款変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、38,400株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、38,400株とし、<u>発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は38,300株、第5条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。</u></p> <p><u>第5条の2（A種種類株式）</u> 当社は、<u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。</u> <u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余</u></p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p> | <p>財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条の2 (種類株主総会)</p> <p>第11条、第13条及び第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第12条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第12条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> |
|-----------------------------|--|

2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件 (「定款一部変更の件-2」)

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0025株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、三光ソフランHD以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成25年7月12日をもって、その効力が生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

| 「定款一部変更の件－1」による変更後の定款規定 | 定款変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>第5条の3 (全部取得条項)</u></p> <p><u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を0.0025株の割合をもって交付する。</u></p> |

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げますとおり、当社及び三光ソフランHDは、本公開買付けとその後の取引を通じて三光ソフランHDが当社を完全子会社化することにより、三光ソフランHDグループ全体としての一体性・柔軟性・機動性を活かすことができ、また、中・長期的経営戦略の観点からは、介護市場が急激に拡大している中国への進出などアジアを中心としたグローバル化の推進並びに大型M&A及び大型施設の開設など、環境変化に呼応した積極的な先行投資が可能となることから、企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至り、本完全子会社化手続を実施することにいたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、「定款一部変更の件－1」においてご説明申し上げます本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0025株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、三光ソフランHD以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数が1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種類株式を三光ソフランHDに売却することを予定しております。この場合の A 種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に、294,000 円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当に関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種類株式 0.0025 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 25 年 7 月 12 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款の一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3. 上場廃止の予定

当社普通株式は、現在、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」といいます。）セントレックス市場に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、名証の上場廃止基準に該当することになりますので、平成 25 年 5 月 31 日から平成 25 年 7 月 8 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 7 月 9 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名証セントレックス市場において取引することはできません。

III. 基準日に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－3」）

1. 変更の理由

現在、当社の定款の第9条においては、定時株主総会その他必要があるときの基準日を定めておりますが、全部取得条項付普通株式の全部取得の効力が生じた場合には、上記基準日を定める必要がなくなりますので、当該規定を削除するとともに、条数の繰り上げ等の調整を行うものです。

同条を削除した場合、当社の株主総会において議決権を行使することができる株主は、当該株主総会開催時の株主となります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－3」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じることを条件として、平成25年7月12日をもって、その効力が生じるものいたします。

したがって、「定款一部変更の件－3」に係る定款変更の効力が生じた場合には、今後の当社の株主総会において議決権を行使することのできる株主は、三光ソフランHDのみとなる予定です。

（下線を付した部分に変更箇所を示します。）

| 「定款一部変更の件－2」による変更後の定款規定 | 定款変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第9条（基準日）</u> <u>当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u> <u>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>第10条～第14条 （条文省略）</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第9条～第13条 （現行どおり）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第 14 条の 2（種類株主総会）</p> <p>第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第 12 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第 12 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> | <p>第 14 条（種類株主総会）</p> <p>第 10 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第 11 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第 11 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> |
|---|--|

IV. 本完全子会社化手続等の日程の概要（予定）

| | |
|--|---------------------|
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告 | 平成 25 年 4 月 9 日（火） |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日 | 平成 25 年 4 月 24 日（水） |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議 | 平成 25 年 4 月 26 日（金） |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日 | 平成 25 年 5 月 31 日（金） |
| 種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日 | 平成 25 年 5 月 31 日（金） |
| 当社普通株式の名証における整理銘柄への指定 | 平成 25 年 5 月 31 日（金） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告 | 平成 25 年 6 月 21 日（金） |
| 全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の公告 | 平成 25 年 6 月 21 日（金） |
| 当社普通株式の名証における売買最終日 | 平成 25 年 7 月 8 日（月） |
| 当社普通株式の名証における上場廃止日 | 平成 25 年 7 月 9 日（火） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日 | 平成 25 年 7 月 11 日（木） |
| 全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日 | 平成 25 年 7 月 12 日（金） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成 25 年 7 月 12 日（金） |
| 基準日に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－3」）の効力発生日 | 平成 25 年 7 月 12 日（金） |

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、本件取得を行うに際して、以下の対応を行っております。

まず、三光ソフランHDが当社を完全子会社化する取引の一環をなす本公開買付けの公正性を担保するための措置（公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含みます。）として、当社は、平成 25 年 2 月 25 日付当社プレスリリースの「2.（6）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり措置を講じております。

また、当社は、本件取得の公正性を担保するために、上記「Ⅲ. 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」に記載のとおり、A種種類株式を三光ソフランHDに売却

することによって得られた金銭をその端数に応じて各株主の皆様へに交付する際に、各株主の皆様へに交付される金銭の額について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格と同額である 294,000 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へに交付されるようにすることを予定しております（ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。）。

さらに、当社は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、平成 25 年 2 月 25 日付当社プレスリリースの「2. (6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の②に記載のとおり、支配株主である三光ソフランHDと利害関係を有しない者であって、当社の独立役員である社外監査役の高岡光盛氏に対し、名証の規則に基づいて、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについての検討を依頼したところ、同氏から、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見書を入手しております。

加えて、当社の代表取締役会長兼社長である高橋誠一氏は、三光ソフランHDの代表取締役社長を兼任しており、当社の取締役副会長である小林光司氏は、三光ソフランHDの専務取締役を兼任しているため、利益相反防止の観点から、本日付の本件取得の実施に関する当社取締役会決議に加わっておりません。なお、当社取締役会決議については、上記 2 名を除いた当社の取締役の全員の一致で決議を行っております。かかる取締役会決議の方法その他の本件取得の手続に関しては、当社のリーガル・アドバイザーであるさくら共同法律事務所の法的助言を受けております。なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本件取得が行われる予定であることを前提に、上記意見書を入手しておりますので、本件取得に際し、支配株主である三光ソフランHDと利害関係を有しない者からの意見書を改めて入手しておりません。

以 上